

# 新年度予算に21億4,600万円

## 道路・災害・農業 福祉・教育 に重点配分

町の昭和五十四年度当初予算が決まりました。一般会計の総額は二十一億四千六百万円で、初の二十億円を突破する予算となりました。新年度予算は前年度当初に比べ十四・三％の伸び率です。なかでも公共事業を促進するための投資的経費は七億四千三十七万円を計上しています。これは前年に比べ十二・四％の増で、一口でいって「景気浮揚型」予算といえます。また、公共投資に力を入れる一方、新たに町独自で高額療養費の貸付制度を設けるなど、福祉の充実に力を入れて「福祉水準の確保」を図っています。

新予算の中身は、町道舗装新設工事や排水整備などの「道路網の整備」を始め、消防対策、航空機騒音防止対策などの「町民生活の保全」。地域農政の整備事業や水田の転作を促進する「産業の振興」。さらにはごみ処理やし尿処理など、住民に密着した「生活環境の整備」。高額療養費の一時貸付や福祉施設の整備などの「社会福祉の充実」。大総小・横芝小の防音改築を軸とする「教育・文化の振興」などを重点事業に、昨年四月に作成した基本計画に基づいて、明るく住みよい横芝町をつくるきめ細かな予算となっています。

### 条件整備で稲作転換推進

町道舗装事業として鳥喰上、鳥喰新田線、坂田、寺方梅林道路など、十九路線の舗装新設を行います。

○善新堂西側から両国道路(本町)までと、横芝小正門通り(上町)などの道路側溝の整備を行い、雨水等の排水の便を図ります。

○集落内の農家用施設を整備します。その主なものとして用排水路の整備、基盤整備、農用機械の導入、集荷場の設置を行います。

○水田利用再編対策事業として転作のための条件整備を行い、新たな園芸作物の導入を積極的に推進します。

### 防災対策さらに充実

○東町、北清水ほか五か所の消防機庫を新築し、横芝小学校下(栗山)に防火貯水槽を設けます。

○中台ほか七か所に消防車を購入、配属します。

○町内商工業者の経営の安定を推進するため、中小企業振興資金を融資して、不況対策指導態勢に万全を期します。

### 負担金増額で業務拡充

○ごみ処理、し尿処理、上水道

○空港騒音対策事業として中台地区に共同利用施設を建設し、同施設に騒音表示塔を設置します。

舗装新設に十九路線  
○地域住民の利便を図るため、

### 3月定例会議

## 五十四年度一般会計など

## 九議案を可決

町議会三月定例会は、三月八日から十六日まで、九日間の会期で開かれました。

今定例会には、町から、昭和五十四年度一般会計予算や、非常勤職員の報酬額の改定など、九議案が上程され、審議の結果、それぞれ原案どおり可決、承認されました。

### ↑上程議案とその内容

議案第一号 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第二号 横芝町消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第三号 横芝町国民健康保険の特別職の給与、および議会議員の報酬の改定ならうととも、近隣町村との均衡を考へて、消防団員の報酬が、今月から五パーセント程度引上げられました。

議案第四号 横芝町国民健康保険の特別職の給与、および議会議員の報酬の改定ならうととも、近隣町村との均衡を考へて、消防団員の報酬が、今月から五パーセント程度引上げられました。

議案第五号 横芝町固定資産評価審査委員会委員の選任について

大幅な医療費の改定や、保険給付費の増加などによって財源不足が生じた場合に備えて、基金積立額の率が、百分の二十から百分の三十に引上げられました。

議案第四号 横芝町国民健康センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

今まで観光を目的に、町で運営していた国民保養センターが、立地条件や施設の状態などから夏期の一時的利用にとどまり、運営上思わしくないため、今後住民の福祉を主体に運営していくことと条例の改正を行ったものです。

議案第一号 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

常勤の特別職の給与、および議会議員の報酬の改定ならうと、非常勤の特別職の報酬が、今月から五パーセント程度引上げられました。

議案第二号 横芝町消防団条例の一部を改正する条例制定について

常勤の特別職の給与、および議会議員の報酬の改定ならうととも、近隣町村との均衡を考へて、消防団員の報酬が、今月から五パーセント程度引上げられました。

議案第三号 横芝町国民健康保険の特別職の給与、および議会議員の報酬の改定ならうととも、近隣町村との均衡を考へて、消防団員の報酬が、今月から五パーセント程度引上げられました。

議案第四号 横芝町国民健康センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

今まで観光を目的に、町で運営していた国民保養センターが、立地条件や施設の状態などから夏期の一時的利用にとどまり、運営上思わしくないため、今後住民の福祉を主体に運営していくことと条例の改正を行ったものです。

議案第一号 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

常勤の特別職の給与、および議会議員の報酬の改定ならうととも、近隣町村との均衡を考へて、消防団員の報酬が、今月から五パーセント程度引上げられました。

議案第二号 横芝町消防団条例の一部を改正する条例制定について

常勤の特別職の給与、および議会議員の報酬の改定ならうととも、近隣町村との均衡を考へて、消防団員の報酬が、今月から五パーセント程度引上げられました。

議案第三号 横芝町国民健康保険の特別職の給与、および議会議員の報酬の改定ならうととも、近隣町村との均衡を考へて、消防団員の報酬が、今月から五パーセント程度引上げられました。

議案第四号 横芝町国民健康センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

今まで観光を目的に、町で運営していた国民保養センターが、立地条件や施設の状態などから夏期の一時的利用にとどまり、運営上思わしくないため、今後住民の福祉を主体に運営していくことと条例の改正を行ったものです。

議案第五号 横芝町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第三号 横芝町国民健康保険の特別職の給与、および議会議員の報酬の改定ならうととも、近隣町村との均衡を考へて、消防団員の報酬が、今月から五パーセント程度引上げられました。

議案第五号 横芝町固定資産評価審査委員会委員の選任について

本年三月十七日で任期満了(三